

2026年5月7日

お得意先様各位

株式会社京都環境保全公社

埋立物の受入条件変更(制限解除)について

謹啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社最終処分場におきましては、昨年11月に第三期保全計画での受入を開始することができ、十分な受入区画の確保により埋立物の受入制限を下記のとおり見直すこととしました。これまで京都府外から発生した新規案件の埋立物につきましては、弊社収集を条件に受入してまいりましたが、このたび受入条件を見直し、お客様による自社運搬に加え、委託された収集運搬業者による搬入についても受入を再開することといたしました。

なお石綿含有産業廃棄物につきましては、受入区画に限りがありますので従来通り弊社収集を条件に受入させていただきます。

今後とも安定的かつ適正な処理体制の維持・向上に努めてまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

適用開始日

2026年5月7日

対象物(受入制限)

①埋立物(受入制限なし)

②石綿含有産業廃棄物(京都府外発生物は弊社収集に限る)

③廃石綿等(受入制限なし)

	制限解除前	制限解除後
①埋立物	京都府外発生分においては 弊社収集のみ受入	発生場所に関わらず自社便、 他社便でも受入可能
②石綿含有産業廃棄物	京都府外発生物は弊社収集に限る	
③廃石綿等	受入制限なし	

【お問い合わせ先】 営業部

TEL:075-622-8080 (ガイダンス1)